

平成29年10月  
第 52 号  
事務所通信

# えん



## 所 感

今年は予想より台風は少なかったようですが、各地で短時間集中豪雨による被害を受けた方が多かったようです。災害が日常的になってきております。くれぐれも注意と対策を取っていききたいものです。

### 〔景気回復〕

日銀の短観によると、業況判断指数（DI）は26年ぶりの高水準となっている。大企業製造業だけでなく、非製造業・中小企業にも回復が進んでいる。スマホや自動車関連の設備投資だけでなく、都市の再開発や東京オリンピックの建設工事も動き出し、更に伸びが期待できそうである。

問題は好景気の反面、人手不足の深刻度が増している。とりわけ、中小企業は厳しい状況となっている。この人手不足に伴う人件費の増加懸念が心配であります。仕入価格の上昇や人件費のアップ等を、価格に転嫁できないケースが多く、企業の収益改善となっていないからです。

### 〔消費の変化〕

総務省の家計調査によると、平成28年の世帯消費額（一ヵ月）は31万円で、これはなんとバブル経済絶頂期の昭和63年の30万円とほぼ同じ金額である。財布から出ていく金額は、30年前と変わらないことになる。しかしながら、「消費は弱い」と言われ続けてきた。それは、消費の構造変化と消費実感の有無が大きくかかわっている。

1. まずは、インターネットの普及による通信交通費の支出の増加で、昭和63年に比べて6割近く増加している。通話料やデータ量としての、形に残らない消費の増加は、実感として乏しい。
2. 高齢化や健康志向による保健医療の支出増はやはり昭和63年比50%近くになっている。こういった支出はやはり消費と認識しにくいものである。
3. 支出が大きく減ったのは被服・履物・家具・家事用品である。

財布から出ていくお金は使う場所と用途が大きく変わり、モノ（物販）からコト（サービス）へと変化している。これは消費が大きく変化しているのである。

女子ゴルフの18歳の新星、畑岡奈紗選手の活躍、地味で安上がりの広島カープのセリーグ優勝、ケガの克服をめざしての稀勢の里の九州場所での活躍期待等、スポーツ界からも元気ももらい、この実りの秋、頑張っていきたいものです。

今年も早いもので、残りわずかとなってしまいました。皆様の健康と活躍を御祈念申し上げます。

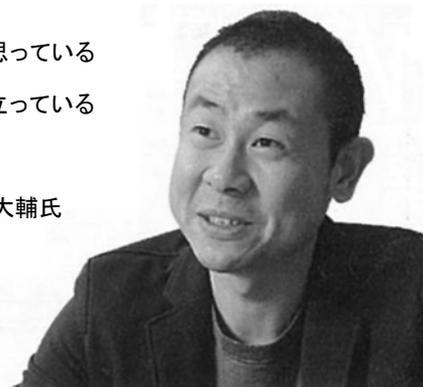
森 富夫

## 「何を当然だと考えるかによって**思いつく** **サービスの質や新規性は変わる**」

全ての業務がクラウドで完結すると考えている人と、結局、紙はなくならないと思っている人とは、視点がまったく異なります。極端なことを言うと「世界のどちら側」に立っているのかというレベルで差が出ると思います。

free(フリー)代表 佐々木大輔氏

(日経ビジネス 2017年1月30日号)より



## おすすめの一冊 その1

### 「君を成功に導く49の言葉」

自分だけの道を、ぶれずに歩こう—

仕事と向き合う中で、誰もが一度は経験し、感じたことのある不安や悩み、迷い…。そんな時、リーダーになるべき人はどんな選択をするのか。

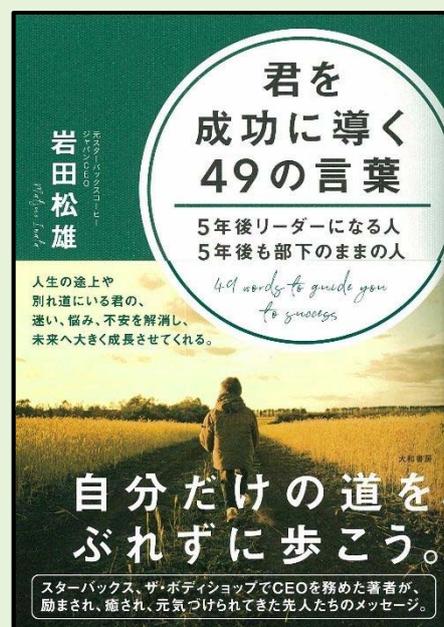
日産自動車を振り出しに、スターバックス、ザ・ボディショップでCEOを務めた著者が、5年後リーダーになる人と、5年後も部下のままの人の行動や思考の違いを仕事との向き合い方、お金や自己管理、人格など49のテーマに沿って書いた本です。

自身の経験と、先人たちや、スポーツ選手、実業家が残した数々の名言を用いながら、今すべきことは何か 熱く綴られています。

若手からベテランまで、ビジネスマン必読！

必ず今の自分に響く言葉が見つかるでしょう。

今泉 典子



著者：岩田松雄

発行所：大和書房

定価：1400円（税別）

# 平成29年の年末調整



平成29年も残り2ヶ月余り・・・

そろそろお手元にも、生命保険料控除証明書や課税所得控除共済掛金払込証明書・地震保険料控除対象掛金証明書などの払込証明書などが届く頃かと思います。

みなさんご承知のとおり年末調整は、1年間の総額が確定する年末にその年に納める年税額を正しく計算し、毎月の給料や賞与などの支払の際に源泉徴収した税額との過不足額を精算する手続きです。

そして大部分の給与所得者は、この年末調整によってその年の所得税の納税が完了となります。

そこで今回は、年末調整の際各種控除を受けるための必要書類と、国税庁HP「平成29年分 年末調整のしかた」、さらに関心が高いと思われる配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しについて簡単に説明したいと思います。

## I 必要書類

- ① 平成29年分 給与所得者の扶養控除等申告書  
(扶養親族及び控除対象となる配偶者の氏名及び生年月日や各種控除項目を記入)
- ② 平成29年分 給与所得者の保険料控除申告書兼 給与所得者の配偶者特別控除申告書
- ③ 保険会社等より送付されてきている控除証明書
- ④ 今年本人が支払った健康保険や国民年金などの社会保険料の合計を記入したもの
- ⑤ 平成29年分 給与所得者の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書  
(昨年、住宅借入金等特別控除を確定申告で受けた人は、税務署より送付済。併せて、金融機関より送付の住宅取得資金に係る年末残高等証明書)
- ⑥ 中途入社の方がいる場合は退職先の源泉徴収票

## II 「平成29年分 年末調整のしかた」より

1. 源泉徴収をした所得税及び復興特別所得税の納期限について

- ① 納期の特例の承認を受けていない場合(毎月納付)  
→ 給料や報酬などを支払った月の翌月10日
  - ② 納期の特例の承認を受けている場合(年2回納付)  
→ 1月～6月までの分 … 7月10日  
7月～12月までの分 … 翌年の1月20日
- ※ 平成30年1月20日は土曜日の為、22日月曜日が納期限となります

## 2. 復興特別所得税の計算

平成25年1月から復興特別所得税が創設されていますが、年末調整の際、計算が漏れている事例がありますのでご注意ください。

## III 配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しについて

従来の配偶者控除は生計を一にしている配偶者(妻)の給与が年収103万円以下であれば本人(夫)の所得税の計算をするときに、所得から控除(38万円)を行うというものです。2018年からは、本人(夫)の給与所得用件が加わり一定額をこえると控除額が減ることもあります。

また、配偶者(妻)の給与が配偶者控除の年収103万円以下のラインを超えてしまっても、段階的に控除される配偶者特別控除についても、2018年からは年収201万6千円未満迄と適用の範囲は拡大されましたが、こちらにも、本人(夫)の給与所得用件が加わり一定額をこえると控除額が減ることもあります。

上記の改正は、来年の平成30年以後の適用となり、平成29年度の年末調整には関わりませんが、未だ改正されていない社会保険の「130万円の扶養の壁」も含めて、身近な問題だと思われます。さらに改正に伴い、各種申告書等の様式・記載事項の変更や、配偶者に係る扶養親族等の数の計算方法の変更等もありますので、担当者にご確認下さい。

新島 澄栄

# 青い空と心の風景から

良い出来事は  
頑張ったから返ってくる  
訳じゃなくとやめた事  
が戻ってくるだけ  
なな

イメージする力が  
強ければ願う事は  
早く叶う  
なな

話と上手より聞き手  
聞き手より話のせよ  
のせ上手より  
リアクション上手  
なな

【杉本敦美 作品集より】



## < みたらし団子 >

### 【作り方】

1. 白玉粉に絹ごし豆腐をよく混ぜる。  
全体が一つにまとまってきたら、食べやすい  
大きさのお団子に丸める。
  2. 沸騰したお湯で茹でる。  
浮かんできたら1~2分位で水に取る。  
すぐに水を切っておく。
  3. たれの材料を全て混ぜてから火にかける。  
とろみがついたら出来上がり。
- ☆ 水を加えないので時間が経っても固くなり  
にくいです。

お試しください！

青木 純子



### 【材 料】(3~4人分)

白玉粉 100g

絹ごし豆腐 120g

#### ★た れ★

しょうゆ 30cc

砂糖 70g

水 100cc

みりん 大さじ 1

片栗粉 大さじ 1



# ふるさと納税について

最近またCMやニュースで「ふるさと納税」制度について取り上げられているのを見かけます。平成 27 年度改正でふるさと納税が使いやすくなり、インターネット上では各市町村の人気返礼品のランキングなどをまとめたサイトも多くなりました。

しかし、自治体間の返礼品競争が過熱したことにより今年 4 月に総務省から各自治体へ寄付金額に対する返礼品の価格を「3 割以下」に、換金性の高い物や高額な物を返礼品としないようにとの通知が出されました。すぐさま返礼品の見直しを行った自治体も多く出ましたが、今年度の返礼品はすでに確保してしまったため見直しを行わないとする自治体もあり対応は様々なようです。

今後返礼品の還元率が下がっていくかもしれませんが、改めてふるさと納税の仕組みについて説明してみたいと思います。

ふるさと納税は各自治体に寄付をした金額に応じて所得税及び個人住民税が減額されます。寄付金額から 2,000 円を差し引いた金額が各税金から控除されますが、所得に応じて一定額を超えると寄付金に対して控除できる額が下がってしまいます。

例：会社員 A さん 妻（専業主婦） 子（高校生）1 人 年収 500 万円 所得税率 10%

A さんは 5 万円 のふるさと納税を行いました。

## ① 所得税の控除

寄付金から 2,000 円を差し引き、所得税率を掛けた金額を所得税から控除します。

$$\text{（寄付金} - 2,000 \text{ 円）} \times \text{所得税率}$$

$$(50,000 \text{ 円} - 2,000 \text{ 円}) \times 10\% = 4,800 \text{ 円}$$

## ② 住民税の控除(基本分)

寄付金(総所得金額等の 30% を限度)から 2,000 円を差し引いた金額の 10% を控除します。

$$\text{（寄付金} - 2,000 \text{ 円）} \times 10\%$$

(10% = 都道府県民税率 4%、市町村民税 6%)

$$50,000 \text{ 円} - 2,000 \text{ 円} \times 10\% = 4,800 \text{ 円}$$

## ③ 住民税の控除(特例分)

住民税所得割額の 20% を限度に、寄付金から 2 千円を差し引いた金額に一定割合を乗じた金額を税額控除します。

$$\text{（寄付金} - 2,000 \text{ 円）} \times (\text{100\%} - \text{②の税率} - \text{所得税率})$$

$$(50,000 \text{ 円} - 2,000 \text{ 円}) \times (100\% - 10\% - 10\%) = 38,400 \text{ 円}$$

全体としての減税額 ①4,800 円 + ②4,800 円 + ③38,400 円 = 48,000 円

この場合Aさんは 50,000 円の寄付を行い、48,000 円の減税を受けているため寄付金に対して最大限の控除を受けることが出来ました。

もしも 100,000 円の寄付をした場合、Aさんは 67,500 円の減税しか受けることが出来ません。せっかくふるさと納税を行うのであれば最大限の控除と返礼品を受けたいものです。

ふるさと納税の限度額の計算は複数の税金が関わっており大変複雑ですが、給与所得のみであればふるさと納税のサイトで簡単に試算できます。

その他所得が発生する方は担当者までご相談ください。

川島 隆寛

## おすすめの1冊 その2

### 「世界のエリートは10冊しか本を読まない」

本書を一言で要約するとすれば、「読書は実践に役立てることを意識してしなければ意味がない」ということになります。そこで、筆者は実践に役立てるための具体的な方法として、『ハーバード式10冊読書術』という方法を提案しています。

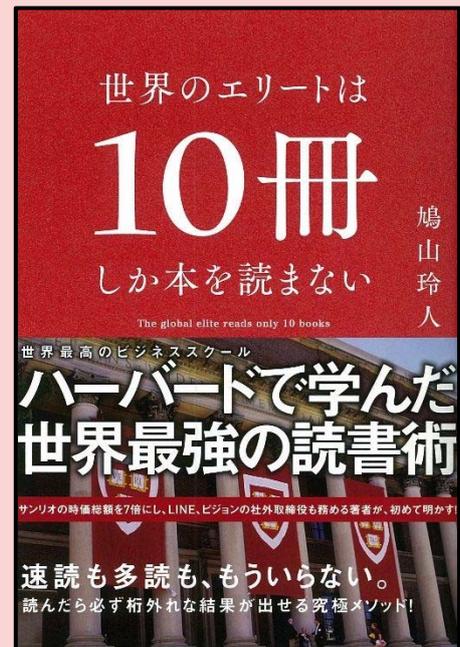
その方法とは、まず、現在の自分が直面している課題に対して効果的な本を10冊だけ選びます。この時に筆者の述べている6つの基準を参考に本を選ぶと良いということです。

ここで注目すべきは、「現在の課題」という言葉です。将来、自分が直面しそうな課題などに関する本は選びません。現在に焦点を当てることで、本当に読むべき本を厳選しようというのが筆者の考え方になります。そして、この10冊の本を見える所に置いておき、課題に直面する都度、その本を参照し、実践に移していきます。

このように読書をすることによって、自分が主人公のように本に向き合うことができ、より理解を深めようというのが筆者の狙いといえるでしょう。また、自分の課題が変化した場合は10冊の本のリストも変化させ、常に現在の課題を解決するような本だけを手元に残しておく方法を筆者は主張しています。

ページ数も少なく、読みやすいので時間のないビジネスパーソンの方にもおすすめの1冊です。

金子 貴一



著者：鳩山玲人

発行所：SB クリエイティブ株式会社

定価：1300 円（税別）

## 社会保険労務士より

# 個人事業と社会保険

ここでは、健康保険、厚生年金保険をまとめて「社会保険」といいます。

法律上は、常時5人以上の従業員がいる個人事業（下記注を参照）、及び人数に関係なく法人事業は全て社会保険に加入しなければならないことになっています。従って、5人未満の個人事業に勤務している人は、原則として国民健康保険、国民年金に加入することになります。また、従業員が5人未満であった個人事業が、事業が拡大し常時5人以上の従業員を雇うようになったときには、強制的に社会保険に加入することになります。

それでは、従業員が5人未満の個人事業は社会保険に加入できないかという点、従業員の半数以上の同意があれば任意に加入することができます。また、一旦加入したとしても、被保険者の4分の3以上の希望があれば脱退も可能です。このように従業員の同意によって社会保険に加入している事業所を任意適用事業所といいます。任意適用事業所になりますと、そこに勤める従業員は、社会保険加入に反対していた人を含めて、全員が社会保険に加入することになります。

それでは、事業主についてはどうでしょう。

法人の場合、その代表者を含め取締役や業務執行者で、法人から報酬を受けている人は、法人に使用されている人として社会保険の被保険者となります。従って、法人の場合は、社長が1人だけで

もその法人から報酬をもらっていれば、社会保険に加入することになります。

一方、個人事業の事業主の場合には、使用される者でないため、従業員が常時5人以上で強制的に社会保険に加入した場合、また、従業員が5人未満で任意適用事業所になった場合のいずれでも社会保険の被保険者となることはできません。また、専従者をしている事業主の配偶者などの家族も、使用されている人とはいいがたいため、社会保険に加入することはできません。従って、個人事業の場合は、従業員が社会保険に加入したときでも、事業主（専従者を含めて）は国民健康保険、国民年金のままとなります。

注）農林水産業、旅館・料理店・飲食店・理容店などのサービス業、弁護士・会計士・税理士・社労士などの法務業、神社・寺院・教会などの宗教は、個人事業であれば5人以上の従業員を使用している場合でも強制的に社会保険に加入することになりません。

社会保険労務士 白澤 貴夫



## 雇用保険について

# 雇用保険に加入もれの方はいませんか？

雇用保険の加入条件は2つあります。

①と②の2つの条件を満たしていれば加入しなければなりません。

- ① 31日間以上働く見込みがあること
- ② 1週間あたり20時間以上働いていること

以下①と②に関して説明を付け加えます。

①「見込み」なのでパート契約をした最初の月で、まだ勤務実績がなくても構わないとされています。「来月で退職する」など、ある日から先の31日間以上は働かないと明確にわかった段階で、それ以降は加入条件から外れます。「見込み」ということで、会社との契約時に働く期間が決まっていなくても「31日以上働く見込みがある」とされます。よって、1ヶ月で辞めることが明らかな場合以外は、この条件を満たすことになり、働く多くの方は①の条件を満たすことになると言えます。パートの方々も多くは条件を満たすこととなります。

② 1日5時間×週4日勤務、1日4時間×週5日勤務など、1週間で20時間以上働いているかが重要なポイントになります。ただし、シフトの兼ね合い等で完全に毎週20時間以上が必要かというところではありません。「会社との雇用契約で週何時間働くことになっているか」が判断のポイントになります。週20時間未満の雇用契約の方は加入する必要はありません。また通常は、20時間未満の働き方なのに、残業時間や休日出勤等で、一時的に週20時間を超えてしまった週があるかもしれませんが、その場合は対象にはなりません。働き方が変更となり、恒常的に週20時間以上働くことになるようでしたら、雇用契約書を変更して、加入する手続きをしましょう。

森 理英子

## 日経新聞を読んで

「社会保障費、

緩むタガ」

日本の社会保障制度は持続不能だ。少子高齢化という明らかな現実に制度設計が追いつかない。その中で首相が打ち出した「全世代型社会保障」の考え方は高齢者に偏る給付を現役世代にも活用するという発想で、前向きな動きである。しかし単に給付費を押し上げる要因となるならその評価は変わってくる。

国の予算の社会保障費は30兆円を超え、自然増を16〜18年度に計1兆5千億円に抑えることになっている。ただ現状はこのタガが緩みかねない。財政再建の大目標が先送りにされるなら、現役世代や高齢者への負担増や給付抑制を続ける意味があるのか？

高齢化で社会保障の需要が増えるのは当然のことである。そこを踏まえたうえで、継続可能な社会保障制度を提案してもらいたい。

中島 良典



## 早めの遺言書

事務所通信『えん』の原稿を担当するようになってから数年経ちますが、圧倒的に遺言に関することが多いような気がします。そしてまた今回も遺言です。申し訳ございません。

これまで遺言書を作成しようとして何度も申し上げてまいりました。では、いったいどんなタイミングで作成すればいいの？とみなさんお思いになりますよね。しかしタイミングは人それぞれでとくにこれというのはないのです。それでは答えになりませんね。たとえば、きりのいい年齢の誕生日。これに向けて準備をしてみてもいいでしょうか。

一般的に遺言書を作成する方の年齢はそれなりに高いことが多いのですが、先日、作成のお手伝いをした方は比較のお若い方でした。その方は相続人のいない方でしたので、亡くなった後のことを考えると財産の行先も死後の様々な手続きについても遺言書はぜひとも作成しておくべきと考えていました。まだまだ健康だけれどもいつなにかどうなるかわからないということで早めに遺言書を作成したいと。

しかしそんなに早く遺言書を作成しても持っている財産の中身も変わるし、遺産をあげたい人も変わってくるのではないかと、そんな疑問も出てきますよね。遺産の中身については問題ありません。遺言書作成時には存在していても死亡時にすでに無くなってしまった遺産についてはその部分についてはなかったことになり、逆に新たに財産が増えたとすればそれに対応できるよう「そのほか一切の財産を

〇〇に相続させる」などと文言を入れておくことによって対応できます。そのほか、財産をあげたいと考えていた人が先に亡くなってしまったときに備えて、ほかの人にあげるようにするような文言を予備的に入れておくこともできます。また、遺言書作成後、心変わりして、AさんではなくBさんに相続させたいというときは、あとで遺言書そのものを変更することもできます。

また、遺言執行者を決めておけば、遺言執行者に遺産の手続きを執り行ってもらうことができます。相続手続きを経験されたことがある方はお分かりかと思いますが、預金の名義変更ひとつをとってもたくさんの戸籍謄本を取得したり、金融機関ごとに取り扱いが異なったりといろいろと苦労された方も多いのではないのでしょうか。

上記の方のように、今後は、生涯独身で家族のいない方もますます増えてくると思います。ご自身の亡くなった後、財産だけでなくその他もろもろのことがどうなるか気にかかるころです。決して他人事ではありませんので、私もいつか遺言書を作成し、遺言執行者を決めておかなければと思うのですが、まだいいか、当分先でも、とも思う自分がいるのも事実です。

司法書士 米澤 智子



# 税務カレンダー

## 10月

8月決算法人の確定申告	【10月31日(火)まで】
2月決算法人の中間(予定)申告	【10月31日(火)まで】

- ・ 健保・厚年の標準報酬の切替えの時期です。報酬月額算定基礎届に基づき9月分(10月支給)より徴収が開始します。(10月31日納付期限)
- ・ 税務署は7月から新しい事務年度に入り、秋口から税務調査が本格化します。いつ税務調査を受けても対応できるように、証拠資料などを整理しておきましょう。

## 11月

9月決算法人の確定申告	【11月30日(木)まで】
3月決算法人の中間(予定)申告	【11月30日(木)まで】
所得税予定納税額の納付	【11月30日(木)まで】
所得税予定納税額の減額申請	【11月15日(水)まで】

- ・ 年末調整の準備を始めましょう。書類へのマイナンバーの記載が必要になり、混乱が予想されます。従業員への通知、書類の配布を進めましょう。
- ・ 年末商戦でパート・アルバイトが必要な企業は早めに確保・補充を済ませましょう。
- ・ 年賀状・カレンダー・歳暮の手配などの準備を始めましょう。

## 12月

10月決算法人の確定申告	【1月4日(木)まで】
4月決算法人の中間(予定)申告	【1月4日(木)まで】
固定資産税第3期分の納付	【1月4日(木)まで】
年末調整の実施	

- ・ 年末は渋滞が発生しますので、配送担当者やマイカー通勤者に安全運転を呼びかけましょう。
- ・ 大掃除を実施する企業では、早めにスケジュールを決めて手配を進めましょう。
- ・ 年末年始の挨拶回り、年末年始休暇中の対応の役割分担を行いましょう。

### ひとこと

表紙のコスモスは、長野県佐久市内山地区の「コスモス街道」で撮影しました。

国道254号沿い約9kmにわたってコスモスが咲いており、見事な風景でした。

依田 一恵



## 森・白澤・米澤合同事務所

税理士法人 森会計事務所  
森 弘毅 公認会計士事務所  
白澤貴夫 社会保険労務士事務所  
米澤智子 司法書士事務所

群馬県邑楽郡大泉町坂田4丁目20番22号

TEL 0276-63-6011 FAX 0276-63-6056

E-mail morikaikei@mva.biglobe.ne.jp

URL <http://www.morikaikei.jp/>